

# 国保 年金



11月は国保月間

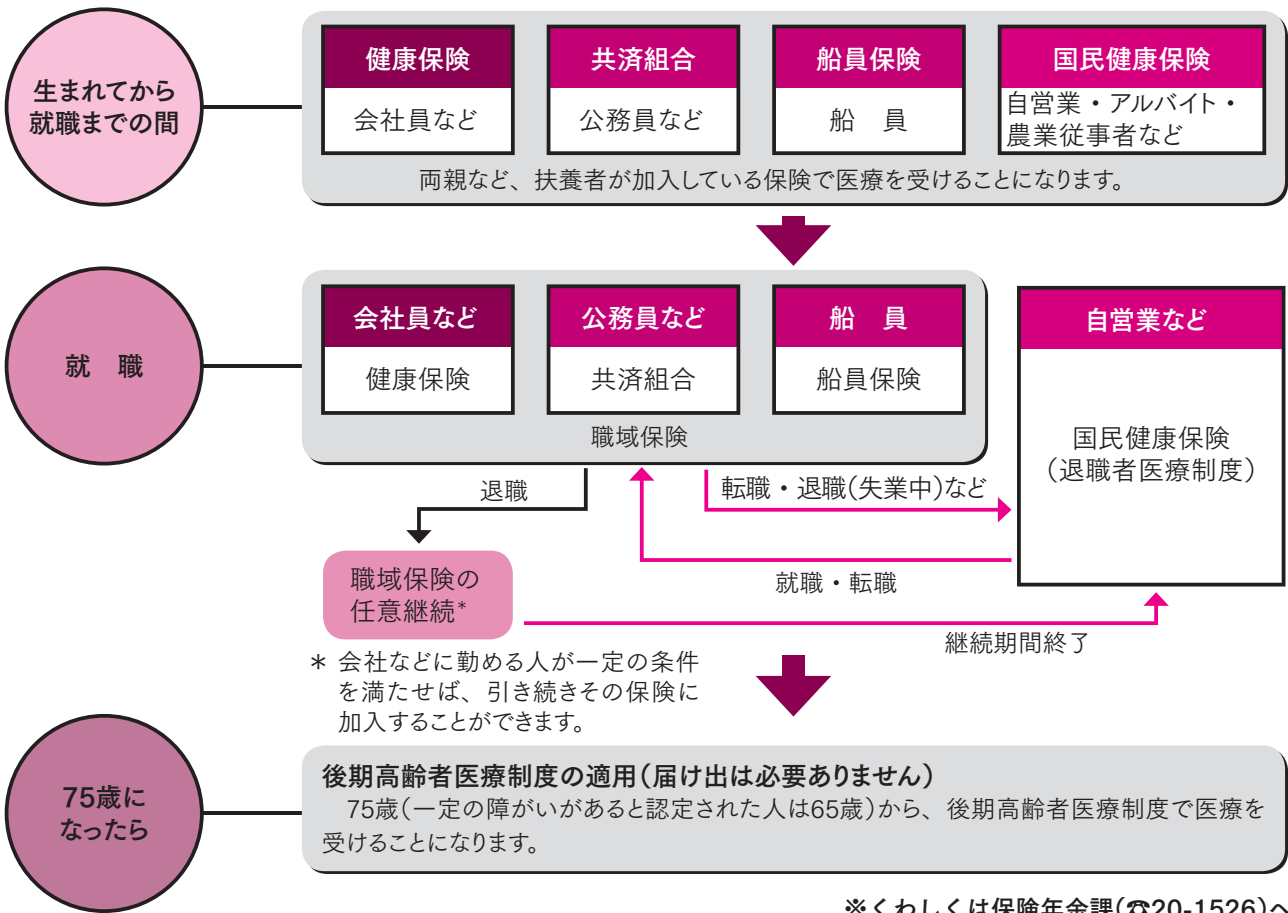
## あなたはどの医療保険に入っていますか？

日本の医療制度では、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。もし、転職や退職などで、どの医療保険にも入っていないという人は、すぐに保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課の窓口へ届け出をしてください。

どの医療保険にも入っていない人は、窓口へ届け出をしてください。



### ■こんなときには14日以内に届け出が必要です



※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

## 国民年金の保険料控除証明

### 年末調整や 確定申告をするときに必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控

除証明書(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整または確定申告の手続きのときは、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

※くわしくは11月1日(火)~3月15日(木)の平日午前8時30分~午後5時15分(月曜日(休日のときは火曜日)は午後7時まで)または第2土曜日の午前9時30分~午後4時に控除証明書専用ダイヤル(☎0570-070-117、IP電話などは☎03-6700-1130。祝日、12月29日~1月3日は利用できません)へ。